

描いていました。段々とステップアップして使う絵具が岩絵の具に代わり、膠（にかわ）という動物から摂取したゼラチンと混ぜ合わせて色を作ります。思い通りの色が出たときは、とても嬉しくなります。

3年ほど教室に通いましたが、先生が有名になり教室を持たなくなったため、有志で集まりサークルを作りました。西宮の青果市場の二階を借り、月に1度仲間が集まり描いています。



【展示会の作品／韓国ソウルにて】

「3月度支部連絡会&会員懇親会」を開催しました

3月27日(木)に木曽路上本町店にて行いました懇親会は、昨年を上回る42名の会員の皆様にご参加いただきました。

お名前をご紹介した後にお料理をいただき、時おり楽しげな笑い声が聞こえてきて、お喋りも弾んでいる様子がうかがえました。ご参加いただきまして有難うございました。3月度の支部連資料の説明は、YouTubeで配信しております。(YN)

公開セミナーを開催しました

3月29日(土)に、公開セミナー「そうだ！行政書士に聞いてみよう」を開催しました。学歴期のお子さんを持つ保護者の方に向けたセミナー開催は、今回で4回目になり、以前に「親権がなくなる前に親として何をしておいたら良いのか?」「一人っ子だから、親が急に亡くなった時のことが心配」との声もお聞きしたことから、コスモス成年後見サポートセンター大阪府支部の行政書士・木原早智子氏を講師にお招きして、「障がいのある子どもの将来に向けて準備しておくこと」という題目で、お話していただきました。子どもが成人になった時がテーマだったこともあり、参加者13名中のほとんどが、支援学校中学部と高等部在籍のお子さんがある保護者の方々でした。

令和4年4月に成人年齢が18歳に引き下げられたことに伴い、子どもが18歳に達すると父母の親権

に服することがなくなります。親権とは子どもの利益のために看護や教育を行ったり、子どもの財産を管理したりする権限ですが、子どもが成人するとこれらの権限が消滅し、親は法定代理人ではなくなるのです。法定代理人でなくなると親が元気で、子どもの代わりにできなくなることが多くなるとのことで、そのためには親がいてもいなくても、子どもが困らない体制づくりをすること、今すぐ利用しなくてもどのような制度があるかを知識としてっておくことが大切だと話されました。そして、子どものために活用できる制度として、成年後見制度、遺言、民事信託について、それぞれのメリットやデメリットを挙げて説明をして下さいました。制度の話となると難しい面はあったかと思いますが、受講者アンケートでは、わかりやすい・ややわかりやすいにチェックを入れてくれた方が多かったです。ただ、「制度の説明だけではなく、事例を交えた具体的な話を聞けたら、もっとわかりやすかったと思う。」との意見もありましたので、今後の参考にしたいと思います。(MH)

令和7年度 造幣局特別観桜会にご招待いただきました

4月4日(金)に令和7年度造幣局特別観桜会が開催され、当会から35名がご招待いただきました。

当日は絶好の花見日和。桜の開花は全体の3割程度でしたが、参加された皆さんはゆっくりと桜の通り抜けを楽しまれていました。

1883年(明治16年)から始まり、142年を迎えた桜の通り抜け。今年は「万博の桜2025」プロジェクトとして植樹した「大手毬」(おおてまり)やその他、新品種の火打谷菊桜(ひうちだにきくざくら)等を含む142品種340本の桜を観ることができました。



【港第二育成園 田中美波様とご家族】